

E i w a N e w s

交際費等について

平成 24 年 4 月
(No. 081)

皆様ご存知のとおり、法人税の計算においては、原則、交際費等は損金に算入されません。

(資本金 1 億円以下の法人 (資本金 5 億円以上の法人の子会社等は除かれます。) は、年 600 万円を上限に、その 90%相当額の損金算入が認められています。)

今回は、法人の事業活動に関連する費用でありながら、法人税の計算上は損金算入に限度がある交際費等について、以下のとおり改めて整理してお伝えいたします。

【1】 交際費等

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいい、具体的には、以下の 3 要件を満たすものです。(○ 該当 × 非該当)

(1) 支出の相手先

得意先・仕入先の従業員、法人の株主等	○
一般消費者等	×

(2) 支出の行為

物品の交付	原則	○	
	事業用資産 (棚卸資産、固定資産)	売上割戻し	×
		販売奨励金	×
		運動費	×
	見本品、試用品	×	
少額物品 (購入単価が 3,000 円以下)	売上割戻し、景品費	×	
	その他 (中元、歳暮)	○	
旅行・観劇に招待		○	
接待、供応	原則	○	
	飲食等で 1 人当たりの支出額が 5,000 円以下 (注 1、2)	×	

(注 1) 飲食等のあった年月日、金額、店名・所在地、参加者の人数・氏名等を記載した書類の保存が必要となります。

(注 2) 社内の者だけで飲食等した場合の社内交際費は除かれます。

(3) 支出の目的

相手の歓心を買ひ、親睦を深めることで取引関係の円滑な進行を図ること

【2】 交際費等に該当しないもの

- (1) 専ら従業員の慰安のために行われる運動会等のために通常要する費用
- (2) カレンダー、手帳その他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用
- (3) 会議に関連して、飲食物を供与するために通常要する費用
- (4) 新聞、雑誌等の記事の収集又は放送のための取材に通常要する費用
- (5) 災害見舞金、義援金等

【3】 注意点

(1) 交際費等の計上時期

支出時ではなく、接待等の行為があった事業年度で交際費等として計上します。

そのため、クレジットカードなどにより支払いをした場合、翌事業年度以降に請求書がまとめて送付されてきたとしても、その費用は、接待等の行為があった事業年度の交際費等の額として損金不算入の計算を行います。

(2) 共同で支出した交際費等

法人が実質的に負担した金額が交際費等となります。

したがって、2以上の法人が共同して接待等を行い、その費用を分担した場合、それぞれが実際に負担した金額がそれぞれの交際費等となります。

(3) 広告宣伝費との区別

法人の支出した金銭等が、不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図するものであれば、広告宣伝費の性質を有するものとして、交際等には含まないこととされています。

(4) 寄付金との区別

寄付とは相手からの反対給付を期待することなしに金銭等の贈与等を行うことをいうため、事業に関係のない者に対する金銭や物品の贈与等は寄付金となります。

(5) 個人事業者の交際費

法人の場合と異なり、必要経費に算入できる限度額に制限はないため、全額が費用となります。

ただし、支出した交際費が事業遂行上の必要な経費であることを証明するために、領収書等で金額や支出相手や内容を明らかにしておく必要があります。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。